

仮処分申立書

年 月 日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

債権者 〇 〇 〇 〇

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立ての趣旨

- 1 債務者らは、自ら若しくは所属組合員、支援者等の第三者をして、下記の行為その他の方法によって債権者〇〇（以下「代表者」という。）の住居の平穏を害し、又はその名誉・信用を毀損する行為をし、若しくはさせてはならない。
 - （１）代表者の自宅（肩書住所地）に赴いて、面会を強要すること。
 - （２）代表者の自宅（肩書住所地）の門扉の中心点を基点として、半径〇メートルの範囲内の土地において、拡声器を使用し又は大声を上げるなどして債権者らを避難し、演説を行い、又はシュプレヒコールをすること。
 - （３）上記土地において、代表者又は近隣住居の塀等に横断幕を掛けたり、組合旗を掲げたり、立て看板を立てかけたりすること。
 - （４）上記土地において、債権者らを非難する内容のビラを配布すること。
 - （５）上記土地において、ゼッケンを着用して佇立又は徘徊すること。
- 2 債務者らは、自ら若しくは所属組合員、支援者等の第三者をして、下記の行為その他の方法によって債権者株式会社〇〇（以下「会社」という。）の営業活動を妨害し、又はその名誉・信用を毀損する行為をし、若しくはさせてはならない。
 - （１）会社の本店、支店、営業所、工場等会社の施設に赴いて、面会を強要すること。
 - （２）会社の本店が入居しているビルの入口ドアの中心点を基点として、半径〇メートルの範囲内の土地、並びに会社の支店、営業所、工場等会社の施設の各正門門扉の中心点を基点として、半径〇メートルの範囲内の土地において、拡声器を使用し又は大声を上げるなどして債権者らを避難し、演説を行い、

又はシュプレヒコールをすること。

(3) 上記土地において、債権者らを非難する内容のビラを配布すること。

(4) 上記土地において、ゼッケンを着用して佇立又は徘徊すること。

申立ての理由

1 当事者

(1) 会社は、〇〇を業とする株式会社であり、代表者は会社の代表取締役社長である(甲1)。

(2) 債務者〇〇は、平成〇年〇月〇日、会社から解雇された元会社の従業員である(甲2)。

(3) 債務者〇〇労働組合(以下「組合」という。)は、債務者〇〇が加入している労働組合である(甲3)。

2 経緯について

(1) 債務者〇〇は、本件解雇を不服として、平成〇年〇月〇日、会社を被告として、〇〇地方裁判所に対して、解雇無効の訴えを提起した。

(2) 同裁判所は、本件解雇を有効として、債務者〇〇の請求をすべて棄却する判決を言い渡し、平成〇年〇月〇日、同判決は確定した(甲4)。

3 被保全権利

(1) 代表者は、平穩に生活を営む権利及び名誉・信用を保持する権利を有し、会社は、誰の妨害も受けずに事業活動を営む権利及び名誉・信用を保持する権利を有する。

(2) ところが、債務者らは、本件解雇を有効とする判決が確定した後も、会社や代表者の自宅前において、街宣活動、面会強要等の違法な活動を行い、債権者らの上記権利を侵害した。

なお、債務者らの違法活動については、別紙記載のとおりである。

4 保全の必要性

別紙のとおり、債務者らは違法活動を継続しており、今後も同様の違法活動が継続されることが予想される。

これによって、代表者は、住居の平穩を害され、健康も害している。

会社は、騒音や誹謗中傷等により、本来の業務への支障、名誉・信用毀損等甚大である。

したがって、債務者らの違法活動を仮に差し止める高度の必要がある(甲5)。

よって、本申立てに及ぶ。

以上